

第六回 参議院通商産業委員会會議録第八号

昭和二十四年十一月二十九日(火曜日)

委員の異動

十一月二十八日(月曜日) 委員兼岩伝一君辭任につき、その補欠として板野勝次君を議長において指名した。
十一月二十九日(火曜日) 委員板野勝次君辭任につき、その補欠として兼岩伝一君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

- 東北鉱山の鉱業政策確立に関する請願(第百十号)
- 中小企業に対する融資促進の請願(第百五十三号)
- 天然ガス開發事業に対する融資の請願(第百六十五号)
- 上榊葉水力發電所建設工事促進に関する請願(第百四十六号)(第四百六十八号)
- 寒冷地衣料等特配の請願(第五百二十七号)
- 広畑製鉄所再開促進に関する請願(第百六十号)
- 自動車輸出促進に関する請願(第六百六十一号)
- 上水道供給電力割当制度改正に関する請願(第百三十三号)
- 度量衡法中一部改正に関する陳情(第四百九号)
- 松尾鉱山鉱毒対策費国库補助に関する陳情(第五百十五号)
- 中小企業金融難打開に関する陳情(第九十一号)
- 電氣事業の再編成に関する請願(第七十号)(第百二十一号)(第五百二十

号)(第五百六十一号)(第六百十四号)

- 東北電氣事業確立に関する請願(第百十八号)
- 只見川水系水力發電開發に関する請願(第百二十号)
- 大津市に通産局分室設置の請願(第百二十号)
- 瀬田川流水發電事業施行に関する請願(第百二十二号)
- 福島県大越町にセメント工場設置の請願(第百六十七号)
- 大滝根山資源開發に関する請願(第百八十二号)
- 就上發電所の京都市復元に関する請願(第四百九十五号)
- 配電事業公營に関する請願(第五百二十八号)
- 輸出信用保險法案(内閣送付)
- 國際觀光ホテル整備法案に関する件

午後二時二十分開會

○理事(玉置吉之丞君) 委員長がちよつと差支がありますので、暫く私が委員長代理をやらせて頂きます。では先ず請願、陳情に関する小委員長より小委員会の結果を御報告願いたいと存じます。

○廣瀬興典君 本委員会に付託になりました請願及び陳情に関する小委員会の審査の結果について御報告申し上げます。

当小委員会において審査いたしました請願は二十一件、陳情は四件、計二十五件であります。各件につきましても、政府の出席を求め、それ〴〵実情

を聴取の上、慎重なる審議の末、次のような結果となつたのでございます。

請願第百十号、東北鉱山の鉱業政策確立に関する請願、同じく第三百五十三号、中小企業に対する融資促進の請願、同じく第三百六十五号、天然ガス開發事業に対する融資の請願、同じく第四百六十六号及び第四百六十八号、上榊葉水力發電所建設工事促進に関する請願、同じく第五百二十七号、寒冷地に衣料等特配の請願、同じく第六百六十号、広畑製鉄所早期再開促進に関する請願、同じく第六百六十一号、自動車の輸出促進に関する請願、陳情第三百三十三号、上水道供給電力割当制度改正に関する陳情、同じく第四百九号、度量衡法中一部改正に関する陳情、同じく第五百五十五号、松尾鉱山鉱毒対策費国库補助に関する陳情、同じく第九十一号、中小企業金融難打開に関する陳情、以上請願八件、陳情四件は、その願意を大体妥協と認めこれを採択し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に請願第七十号、第百二十一号、第五百二十号、第五百六十一号、第六百十四号、電氣事業の再編成に関する請願、同じく第百十八号、東北電氣事業確立に関する請願、同じく第百二十号、只見川水系水力發電開發に関する請願、同じく第百二十号、大津市に通産局分室設置の請願、同じく第百二十号、瀬田川流水發電事業施行に関する請願、同じく第百六十七号、福島県大越町にセメント工場設置の請願、

同じく第百八十二号、大滝根山資源開發に関する請願、同じく第四百九十五号、就上發電所の京都市復元に関する請願、同じく第五百二十八号、配電事業公營に関する請願、以上請願十三件は諸般の客観條件から見て、一応保留ということに決定いたしました次第であります。

○理事(玉置吉之丞君) 只今の小委員長の御報告について何か御質疑はございませんか……御質疑もないようでありますから只今の請願、陳情の取扱については、小委員長の報告通り議院の會議に付し、且つ内閣に送付すべきものと決定して御異議ございませんか。

○理事(玉置吉之丞君) では全会一致を以て小委員長報告通り議院の會議に付し、且つ内閣に送付すべきものと決定いたしました。

○理事(玉置吉之丞君) 次に特別鉱害復旧臨時措置法案を後廻しにいたします。今日は輸出信用保險法案に移りたいと思います。どうか御質疑にお入り願いたいと思います。

○宇都宮登君 通産大臣にお伺いしたいのですが、総括的に輸出信用保險法案を研究して見ますと、この法案では現在の我が国の貿易業者は、殆んど現状でさへ経済界の行き詰つた今日手も足も出なくなる、この現状から見まして、むしろ貿易の促進とか、或いは貿易の發達とかいうことは全然阻止されるような感じがいたしますが、この法案をこのままやつてどういふ点がいいのか悪いのかというところを一つお伺いしたい。尚この法案によつて實際にこの保險法を行つとしますと、例えば繊維品とか、或いは瀬戸物類を現在貿易、輸出業者がやつております行き方と、この法案が成立した以後の行き方とについて、實際に當つて例を示して一つお話を願いたいと思います。

○國務大臣(稻垣平太郎君) これはその点何か少し誤解がありじやないかと思ひますが、この法案が通過したから、これによつていわゆる保險契約を結ばなければならぬという規定ではないのであります。従つてこれはつまり業者の方で今度輸出契約ができるようになりまして場合に、これによつてやつた方が危険を除去する、危険の場合に對して補償がされる、保險が取れるということにおいて、これを經營いたしますところの保險会社も喜んでその保險に応じ、又業者も喜んでその輸出に對してその点から安心を得られるということでありまして、從來のものに拘束する意思は全然持つていないのであります。拘束するわけじやなくて進んで保險によつて危険に対する補償をいたそうという意味合でありますから、その点は一つ誤解のないように願ひたいと思ひます。もとより或いは金融なり、或いはその他の補償の方法によつてやることは望ましいのであります。また今日の段

階に至っておりませんので、第一段としてこういつたことは少くとも今日よりは一応の何と言いますか、輸出促進のための一応の進歩と言いますか、そういうものがある。かように考えておるわけでありませう。

○宇都宮登君 保険という字句で、危険を補償するという意味はよく分るのではありませんが、併し一面この法案の中には、資金面において政府が貿易業者に援助するという字句がどこにも入っていない。先程私がお尋ねしました根本は、貿易業者に対する政府の資金面の援助ということが全然見えていないからであります。例えば保険業者と貿易業者との契約ができた場合には、政府はどのような資金の援助をしてやうて行くかというようなことが、全然出ていないようなんですが、これはどうなんですか。

○政府委員(岡部邦生君) お答えいたします。この輸出業者に対しては金融につきましても、これは別途従来ございました貿易手形制度等の運用によりやうて行きたいと思つておりました。この制度と直接関係を持たしておりません。それから先程御質問ございましたL.C.の問題でございますが、これは現在はいレボナル制度をやつておりました。従つてこの法案によりまする荷為替手形、或いは為替手形のアップライというものはございせん。併しなからこれは今度の貿易管理法によりまして、そういう制度が開かれますかも知れませんが、そのときの用意になるわけでありませう。ただそういうL.C.ペーを、そういうものに拡めるか、拡めないかということは、管理法によります運用によつて考えることに相成るだ

らうと思ひます。

○宇都宮登君 保険会社はどこでも支ないのではありませんか。これは一定の保険会社を通じて指定するものであります。或いはこの法案ができた時に、特殊の保険会社をお作りになるというのであります。

○國務大臣(稻垣平太郎君) 今のところ、どの保険会社を指定する、或いは何会社を指定するといったようなことは、まだ決めておりません。別に新しい、これだけのための保険会社を作るといふ、そういう考えを持つておらんわけでありませう。

○宇都宮登君 そうすると、現存の保険会社をどこか指定するという予定がございませう。

○國務大臣(稻垣平太郎君) 現存の保険会社を指定するということになるかと存じます。これについては、まだこの法案が通過いたしてございせんので、どこ／＼という保険会社への折衝はまだいたしてございせん。従つてここで何会社といふんですか、どこ／＼の会社といふことをお答えする域にまだ達していないわけでありませう。

○玉置吉之丞君 会期が切迫しておる際ですから、どうでしょうか、本法案の逐條審議というものはいつ頃やるおつもりですか、日がなくなつて来たから……。

○委員(小畑哲夫君) お諮りいたしますが、一般質疑が終れば逐條に審議してもいいと思つておりますが、如何ですか。

○玉置吉之丞君 一般質疑がないようでありますれば、本法案の内容から言つても、極く簡単なものですから、逐條に亘つてやつた方が話が分ると思ひ

ます。

○委員(小畑哲夫君) 御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員(小畑哲夫君) それでは、只今からは逐條審議に移りたいと思ひます。

○宇都宮登君 ちよつとその前にお聞きしたいと思ひます。保険会社の保険を付けます率ですね、金額を基準にするのですか、或いは率を基準にして保険を付けるのですか、又率で付けるとすればどのくらいなものでございせん、現在日本にありませう保険会社の率を基準にしたものでございせん、これは特に貿易品でありますから、特殊の率を基準にした建て方をするのでございせん、この点を一つ。

○政府委員(岡部邦生君) 今の御質問の何がちよつと分りませんでございせん。

○宇都宮登君 保険しますね、再保険しますね。

○政府委員(岡部邦生君) 再保険はあります。

○宇都宮登君 政府が包括保険をする、その場合の率、基準ですね、手形の金額に対して、仮に十万円ならば、その何%というものを、料率として決めるのですか。

○政府委員(岡部邦生君) この保険契約の内容は、保険会社が手形金額、個々の業者と手形金額につきまして、勿論手形金額を越える契約はいたしません、その範囲内において、保険契約を締結するわけでございます。それは保険会社自体の判断に任ず……。

○宇都宮登君 今、大臣のおつしやつたように、この法案が成立した場合に、その後で考えになる……保険会社の、その場合の何か率が決まつておりますかというのです。保険会社へどのくらいな率で保険契約をさせるような方針を……。

○政府委員(岡部邦生君) 保険金額の何割という……。

○宇都宮登君 そうです。

○政府委員(岡部邦生君) それは後で條文にもございませうに、二條の第七項に「国会の議決を経た金額をこえない範囲内のものでなければならぬ」とありますが、大体支拂金額の総額が決まります。それとの関連におきか……。

○宇都宮登君 こちらの準備はないのですか。

○政府委員(岡部邦生君) ないので

○宇都宮登君 大体貿易品に対してはどれくらいが至当であるという通産省のお考えはないのですか、国会で決まれば、その通りお決めになるのですか。ただふつととして方針も何もないので、保険会社が……。

○政府委員(岡部邦生君) 一つと言われるが、私には本当は分らない。

○玉置吉之丞君 実例で……。

○國務大臣(稻垣平太郎君) 御質問にも、君の返答にも誤解がある。実例で……。

○政府委員(岡部邦生君) 例えば手形金額が、百万円の手形が出ます。そういうと、その百万円の範囲内において保険を受けるかということ

は、これは保険を受ける方の側の問題でございます、特に付ける方の側の問

題でございませう。幾らということはありません。少くとも最高金額は手形金額までしか認めないわけでありませう。それによりまして、そのときの契約の内容は、保険会社が決めるわけでございますが、その骨子は、その保険契約によつて生じた損害金の八〇%まで補償するという契約をするわけでありませう。保険金額が百万円でありませう、損害金額が、例えば十万円でございます。十万円の八〇%の八万円しか拂われないわけでありませう、それは火災保険契約におきませう保険契約と、そこらは似たものだと思ひます……。

○宇都宮登君 それはよく分りました、今のは、あなたの方はよく分つていないと思ひます。保険料と保険金とは違ひ、今あなたが説明なすつたのは保険金……、保険金に対する率というのは、保険料のことなんです。

○政府委員(岡部邦生君) 保険料につきましては、これは英國の実例によりまして、大体一%を保険料にしております。併しながらこの内容につきましては、英國のものよりは保険事故が少うございませうから、もう少し安くしていいのじやないか、それは審議会にお諮りをいたしまして決定したいというように考えております。

○宇都宮登君 これは私の意見ですが、一%という保険料は、殆んどこれは保険を付ける価値のないような感じがします。恐らく一%の保険料も相当高いと思ひます。例えばそうなりまして、実際の面から言つて、保険を付ける程の価値は恐らくないような感じがします。そういう特に率のこととお尋ねしたわけでありませう。その

点は承りました。

○委員長(小畑哲夫君) いずれ逐條に審議をいたしまして、又後で總括的な質疑を願つたらと、こう思つております。

第一條、この法律の目的というところでは如何でございましょうか。第一條の「他の方法では保險され得ない事象、戦乱等に基づく危險に対し」何々ということ、丁度第六條これに當るかと思うのですが、この点について一応御説明を聞きたいと思ひます。

○政府委員(岡部邦生君) 一番はつきりいたしておきます予測し得ない損害は、事象と戦乱の場合でございまして、その外に例へば為替取引の制限によりまして外貨の取得を制限される、従つてその荷物を引受けることができなくなつた場合とか、或いは輸入に制限がありまして、結局引受けることができなくなつた場合、或いは第六條の第五号でございまして、これに具體的に當嵌るものとしたしましては、日本商品に対するゼネラル・ボイコットによつて買わないというやうな事、或いは又バイヤーが買えないというやうな事、或いは仕向國の方のストライキなどによりまして、取引できないというやうな場合を挙げておるわけでございます。

○宇都宮登君 相手國の通貨の変動の起つた場合も、今の例に準じますか。

○政府委員(岡部邦生君) それは大体入らないつもりでございまして。

○委員長(小畑哲夫君) 次の保險会社との契約、どうですか、第二條、第三條ですが、これについて御質疑を願ひいたします。

保險会社と言ひますのは、生命保險会社でもいいわけですか。

○政府委員(岡部邦生君) これは損害保險会社という意味です。

○宇都宮登君 日本の保險会社でもいいわけですか。

○政府委員(岡部邦生君) さうでございまして。

○委員長(小畑哲夫君) 一應逐條で行きたいと思ひますので、保險される手形の種類、第四條、第五條について、今四條、五條に移つたわけですが、ちよつと逆戻りして、三條に「政府の要請に基き」というところがあるわけでありまして、この御説明を願ひたいと思ひます。第三條の「前條の保險会社は、政府の要請に基き、輸出業者と、一定の保險事故により生じた損失をてん補する保險契約を締結することができる。これを一つ……」

○政府委員(岡部邦生君) これは別に命令をする規定ではございせん。従ひまして罰則等も勿論設けてございせんが、これは保險会社がさういふ事故を引受けないと困るので、法律によつて保險会社にさういふことをやつて貰いたいという趣旨を明らかにしたというだけでございまして。

○玉置吉之丞君 第五條の「左に掲げる手形は、この法律の規定による保險制度の適用を受けることができる。一、満期が振出の日から百五十一日以上又は一覽後百二十一日以上のもの、二、手形金額が輸出貨物の契約金額をこえるもの」とありますが、この振出の日から百五十一日以上というのはどういふ意味ですか。

○政府委員(岡部邦生君) 普通の形におきましては、大体六十日が普通でございまして、さういふうちに余り長くなりませんが、その危險の発生も多うございまして、一應五月で打切つたというわけでございます。

○委員長(小畑哲夫君) それでは引続き第六條、第七條について御質疑を願ひます。

○岡部邦三君 この第六條、第七條の關係でございまして、六條の方では、左に掲げる事故についての損失の填補をするのだ、要するに適用事項を列記したところにも拘わらず、第七條では、逆に左に掲げるものは填補をしないのだ、さういふふうな二重の規定をいたしておるようでございますけれども、普通の規定でありますれば一方だけ、六條だけあれば七條は當然規定しなくてもいいのだと思ひますが、さういふふうな両方からせめておるようですが、この書き方には何か特別の理由がございするのでしょうか。

○政府委員(岡部邦生君) 趣意はお分りのやうに、片一方は該当事項であり、片一方は該当事項において當事者に惡意があるとかいふことで、結局それを除外する。従ひまして同一の條文の中に但書で入れますれば結構であると思ひますが、一應關係方面との折衝におきましてさういふ形に相成つたのであります。

○岡部邦三君 普通で申しますれば、第七條というものは但書でございまして、それが條を変えておるから、何だかおかしく感ずるのですけれども、分りました。

○委員長(小畑哲夫君) 第六條、第七條でバイヤーが破産したというやうな場合は、さういふことになるのですか。

○政府委員(岡部邦生君) 第六條、第七條でバイヤーが破産したというやうな場合は、さういふことになるのですか。

○政府委員(岡部邦生君) バイヤーが破産した場合は、一應英國の法制によりまして直ちに支拂うようになつておりますが、日本のものではさういふことになつておりません。併しながらこれは現在のめくら貿易の段階におきまして第五号の運用によりまして、或る程度解決する場合もあるのではないかと思ひますが、それはバイヤーの破産という形において、それを以て直ぐ解決することになるには、それ相當の事由がございするから、それなにかと考へております。第五号の運用をどの程度まで持つて参りますかは今後の問題でございますが、これは無論研究問題ではございしますが、バイヤーの所得税が急に殖やされまして、従つて引取れないというやうな場合におきまして、これを適用したいと考へております。それらは今後の審議会の運用によつてやつて行きたいと思つております。

○玉置吉之丞君 その点が明確にならないうです、バイヤーが信用をございまして、さうして向うに荷物が行つて引取ることができないというやうなことがある。現下の情勢においては、めくら貿易でありますから、相手方の信用なんかはつきり分りにくいわけですが、さういふ不安に對してこそ何らか処置をとつてやるということかなければならん。その相手方は所得税が一時に溜つて、拂えんやうになつたかどうかといふことは、審議會で分るのでございまいしょうか。

○政府委員(岡部邦生君) さういふ場合は、この法案の骨子をなすものが抜けておると思ひます。勿論輸出業者としては自分の品物を売るのですから万全

○政府委員(岡部邦生君) バイヤーが破産した場合は、一應英國の法制によりまして直ちに支拂うようになつておりますが、日本のものではさういふことになつておりません。併しながらこれは現在のめくら貿易の段階におきまして第五号の運用によりまして、或る程度解決する場合もあるのではないかと思ひますが、それはバイヤーの破産という形において、それを以て直ぐ解決することになるには、それ相當の事由がございするから、それなにかと考へております。第五号の運用をどの程度まで持つて参りますかは今後の問題でございますが、これは無論研究問題ではございしますが、バイヤーの所得税が急に殖やされまして、従つて引取れないというやうな場合におきまして、これを適用したいと考へております。それらは今後の審議会の運用によつてやつて行きたいと思つております。

○玉置吉之丞君 その点が明確にならないうです、バイヤーが信用をございまして、さうして向うに荷物が行つて引取ることができないというやうなことがある。現下の情勢においては、めくら貿易でありますから、相手方の信用なんかはつきり分りにくいわけですが、さういふ不安に對してこそ何らか処置をとつてやるということかなければならん。その相手方は所得税が一時に溜つて、拂えんやうになつたかどうかといふことは、審議會で分るのでございまいしょうか。

○政府委員(岡部邦生君) さういふ場合は、この法案の骨子をなすものが抜けておると思ひます。勿論輸出業者としては自分の品物を売るのですから万全

○政府委員(岡部邦生君) バイヤーの破産の問題につきまして、勿論めくら貿易の關係がございするから、その点非常に調べにくいという点もございしますが、これは我々の方としても極力海外の事情の連絡等の問題につきましては斡旋の努力をしておりますし、又方法については信用状況を調べる途も全然ないわけではございせん。一應セイヤラの方においてできるだけの努力をしなければならん。バイヤーの破産を以て必ずしも補償の対象にするというのは、工合が悪いという強力な意見がございするから、今のやうに削られた形になつたのであります。従つて第五号等につきましては現在さういふ運用をするかといふことは、審議會で十分検討した上、運用したいと思つております。具體的の点は余り申上げられませんが、できるだけこの法律をうまく運用して行きたいと思ひます。

○玉置吉之丞君 今の御説明だけでは、この法案の骨子をなすものが抜けておると思ひます。勿論輸出業者としては自分の品物を売るのですから万全

審議會に諮るといふ意味ではございせん。

○玉置吉之丞君 そこが骨を抜かれたやうな問題なんで、我々が聴きたいこととす。戦争、革命又は内乱が起つて船が沈められるというのとは普通の場合ではない。さういふものに尙政府は補償して八〇%呉れるわけですが、相手方が故意か、止むを得ぬ事情によつて拂えん、拂わないという場合、そのことの一つの例として所得税が急に殖えたから、拂えないというやうな場合を言われましたが、もう少しその点が明確にならないうです。

○政府委員(岡部邦生君) バイヤーの破産の問題につきまして、勿論めくら貿易の關係がございするから、その点非常に調べにくいという点もございしますが、これは我々の方としても極力海外の事情の連絡等の問題につきましては斡旋の努力をしておりますし、又方法については信用状況を調べる途も全然ないわけではございせん。一應セイヤラの方においてできるだけの努力をしなければならん。バイヤーの破産を以て必ずしも補償の対象にするというのは、工合が悪いという強力な意見がございするから、今のやうに削られた形になつたのであります。従つて第五号等につきましては現在さういふ運用をするかといふことは、審議會で十分検討した上、運用したいと思つております。具體的の点は余り申上げられませんが、できるだけこの法律をうまく運用して行きたいと思ひます。

○玉置吉之丞君 今の御説明だけでは、この法案の骨子をなすものが抜けておると思ひます。勿論輸出業者としては自分の品物を売るのですから万全

○玉置吉之丞君 今の御説明だけでは、この法案の骨子をなすものが抜けておると思ひます。勿論輸出業者としては自分の品物を売るのですから万全

○玉置吉之丞君 今の御説明だけでは、この法案の骨子をなすものが抜けておると思ひます。勿論輸出業者としては自分の品物を売るのですから万全

○玉置吉之丞君 今の御説明だけでは、この法案の骨子をなすものが抜けておると思ひます。勿論輸出業者としては自分の品物を売るのですから万全

○玉置吉之丞君 今の御説明だけでは、この法案の骨子をなすものが抜けておると思ひます。勿論輸出業者としては自分の品物を売るのですから万全

○玉置吉之丞君 今の御説明だけでは、この法案の骨子をなすものが抜けておると思ひます。勿論輸出業者としては自分の品物を売るのですから万全

を期するでしょうが、今のような情勢下において、めくら貿易というような形におきましては、大分至難な問題だらうと思う。この法案は大分骨抜きされてしまつておるような気がしますが、その点始めはお考えになつておつたけれども、途中で削られてしまつたといふことですが、もつと骨を深く入れる工夫はないものでしょうか。

○平岡市三君 どうもその点ですね、第六條に掲げられておる一から六までを見ましても、比較的こういうようなことを発生することは少いと思われるような事柄が多いのです。どうもこれだけの條項では本當にこの法案の目的が、十分に達せられないように思うのです。それで今の玉置委員のお話になりましたように、そう申すかどうかと思ひますが、バイヤーの質は相當いかかわしいものが多いのではないかと、ここに掲げられておることよりも、却つてバイヤーの破産というよりなことに對して、保険を掛ける方が重要ではないかと、いふような感じがするのをごさいますけれども、どんなものでしょうか。ここに掲げられておるものの発生は比較的少い問題と思う。そうするとこの法案全体の価値というものが、非常に軽減されると思ひますが、その点如何でしょうか。

○政府委員(岡部邦生君) 英國の法制と比べて見まして、バイヤーの破産といふことが落ちておりますが、大体は同じようなものでございます。破産が入れば更に光を増すことは、私ももとより同感でございます。ただ現在の段階においては、そこまで行かなかつたといふことを申上げるより外ありません。

○委員長(小畑哲夫君) 閣下しまして第五号の「前各号に掲げるものの外、國外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰することができないもの」のこの前回の御説明のときに、日貨排斥とかポイコットが予想されると申されましたが、そのうちに今のバイヤーの破産というよりな問題も含んで考えたいといふことが、今の委員の御質問ですが、その点もう少しこの第五号の「前各号に掲げるものの外」といふことは、どういふことが予想されるかといふ点だらうと思ひます。又この法案の何と言ひますか、業者としての立場から言ひましたら、他の條項は大して問題にならないが、これが問題だといふ気持があるのではないかとと思ひます。

○政府委員(岡部邦生君) お話の通りでございます。従ひまして私の言葉が足りなかつたと思ひますが、我々もできるだけ運用においてそういう事項が入るようによつて行きたい。併しながら制限的に書いてございまして、直ちに解消するといふわけにはいかんだらう、但しいろ／＼とめくら貿易の關係もございまして、海外の事情が分らない、従つて当事者の責に帰するものではない、うまい説明のつく場合があるだらう、そうすれば必ずしも無理に追究せずにうまくやつて行く、運用においてうまくやつて行くといふようにしたいと、考へております。

○玉置吉之丞君 ちよつと関連して來るのでお伺ひしたいと思ひますが、第九條の……

○委員長(小畑哲夫君) じゃそこへ進んで参ります。

○玉置吉之丞君 「損失の発生を防止し、又は損失を最小限にとどめるため」に、適正且つ十分な注意を拂ひ、通商産業大臣が定めるものを含むあらゆる実行可能な手段を講ずること。こういうことが一に出ておるのですが、これはどういふ場合を考へられてお書きになつたものか、その例を一つ挙げて御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡部邦生君) 例へば結局内乱が起りまして、従つて先行きその荷物は売れなくなつてしまふという場合におきまして、この荷物を今ここで安く処分すれば売れるといふことがはつきりしております場合には、それを早く処分するとか、或いはそれを急いでこつちへ持つて帰れる手段があれば廻せるなら廻すように、そういう処置をやつてできるだけ損害を軽減にする、こういうのであります。

○玉置吉之丞君 それに関連して十條に「通商産業大臣は、取引上の危険が大であると認めるときは、将来にわたつて、輸出契約ごとに保険金額の限度を定めることができる。こういうことがあるが、これはどういふ場合でするか。

○政府委員(岡部邦生君) これは結局新契約の治安の状況なり動きから見まして、ここで大きな保険金額を認めることは不適当だといふ場合には保険金額の限度を定めることができる。従つてこちらの損害を少くすることができるといふ趣旨でございます。具体的にどういふ場合に當つてやるのかといふと、そのとき／＼の判断によつてやります。

○玉置吉之丞君 それでは自由貿易といふものを根幹にしまして、例を挙げると私からお伺ひしますが、例へば關領印度の商人に向つて、百相なら百相の品物を輸出業者が契約する、ところがこの契約が成立して輸出に向ける荷物ができ上つてこれに保険もつけて出すといふときになつて、通産大臣があれは危険があると言つて、それを止めてしまふというなら分るが、その數量を幾らか制限して、半分にすると、こゝういふ話をしまして、一旦商取引上の慣例においてでき上つたものを、通産大臣のお指図によつてこの法律に基いて、貿易を減らしますといふことは、日本人同志であつたら通用するかも知れませんが、相手方が外国人であるバイヤーに向つて、そういうことが通用するでしょうか、そういう見通しが非常にむづかしいと思ひますが。

○政府委員(岡部邦生君) 今の場合は、それは結局バイヤー對セラーの間の問題でありまして、勿論私はできないと思ひます。それは保険の保護を受けることはできないといふことに相成るわけでございます。ですからその範圍を余りに広く運用いたしますと御指摘のような問題が出て來るわけでありまして。但し、先程の例とは違ひますが、非常に惡質なバイヤーがおりまして、始終事故を起すといふようなことが、この保険事故と関連するようになるとが予想される場合には、これは制限するといふこともできると思ひます。こゝらの運用はこれは十分慎重にやつて行きたいといふふうに考へております。

○玉置吉之丞君 十分慎重に願うのはもとより望ましいことではありますが、實際問題として輸出業者が品物を作つて出す、そしてこの法律の恩恵に浴するやうに、政府の方でございますが、通産大臣の方に向つて保険の交渉をするときに、これは仕向地の方で面白くないから止めようといふ、全部止めてしまふといふなら話か分るのですが、この中の三〇％なり七〇％は止めたらよからうといふことが、實際問題としては起るのじやないか。そういう場合は無論事前にいろ／＼な注意も與えてやり、何らかの方法が講ぜられると思ひますが、やはり輸出品に關する限りはストックになつて売れないのだから、そんな品物は、繊維製品にしても仕向地の趣好に適した柄物とか、型とかいふものが違ふのですから、一旦作り上げたものを止めてしまふといふことになると大変な問題が起ると思ひます。それでこの法の運用上そういうことの解釈を融通のつくやうに書いておられるか、實際問題とは大分かけ離れた問題だと思ひますが、その点は余程お考えにならんと、單純な考え方はこの書いてある通りに実行ができなと思ひますが、その点も伺ひたいと思ひます。

○政府委員(岡部邦生君) 勿論これは保険事故もございまして、もと／＼そういうことに対する必要な制度で、こゝういふ規定を余り振り廻しまして本来の目的を害するやうなことは勿論しない、特殊な場合の制限であります。

○委員長(小畑哲夫君) 又後程全体に亘つての御質疑を願うといひましたし、それで第十條の保險の引受の制限、及び第十一條の包括保險契約の解除等、これについて……

○平岡市三君 もう一つ第六條に廻ります。ここに六項目挙げてありますが、これ以外のことであつて発生する場がある。あるのではないかと思ひます。同じことを質問するようでありますが、そういうものを救済する意味におきまして、結局前各号以外のもの海外の事情の変更によつて、而も輸出契約の当事者が避けることのできなかつたような危険をも救済するといふような文句はつけられないものですか。六つ挙げてありますが、これ以外の事柄であつても海外のいろいろな事情の変更によつて、輸出当事者がどうしてもこの危険は避けられなかつたといふような事故が、確かにあるだらうと思つております。妥当な事故が……、そういうものも救済し得るような一つの條項を入れることはできないのでございませう。

○政府委員(岡部邦生君) 第五号がそのつもりで書いておるわけでありまして、平岡市三君 よく分りました、私の失言であります。

○委員(小畑哲夫君) それでは第十條の包括保険契約に関する問題ですが、政府は、包括保険契約を締結した保険会社がこの法律の規定又は包括保険契約の條項に違反したときは、その損失額の全部若しくは一部をてん補せず、てん補金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて包括保険契約を解除することができると言ふのはどんな場合でしょうか。

○政府委員(岡部邦生君) 大体保険会社及び保険会社のなされなければならぬ規定というものが九條に書いてございまして、結局損失を最小限度に軽減し得る手段を講ずることと、それから通報義務、具体的に損失が発生した場合には三十日以内に通報しなければならぬ、この両方與えておるわけでありまして、特に最後の末号は請求規定でありまして、これをやつて頂きますと、手続上困るわけでありまして、そういう事項を保險会社がやらないう場合には、こういうように全部又は一部をてん補しないとか、或いは返還させるとか、包括保険契約を将来解除するといふことをいたしておるわけですが、これら十條及び十一條は審議に必ずかけまして諮つた上でやるということにいたしました。慎重にやつて行きたいと思ひます。

○委員(小畑哲夫君) それでは第十條から第十六條の保險審議会のところを御質問願ひませう。

第十三條の「委員九人以内で組織する」というところの内容をお聞かせ願ひたいのですが……。

○政府委員(岡部邦生君) 關係各庁の職員が先ず第一に委員になります。が、この關係各庁は通産省、大蔵省、為替管理委員会、経済安定本部でございます。その職員、これはまだはつきりして決まつておりませんが……、従ひまして通産省におきましては振興局及び通商局が少くとも關係いたします。大蔵省におきましては、これは銀行局に相成りますか、主計局に相成りますか、大蔵省と相談してみたいと思ひます。為替管理委員会は委員の方であります。安定本部につきましては貿易局長であると思つております。そういう方をお願いいたします。外に、貿易又は金融に關する業者の代表の方、及び為替管理、銀行の業者の方等を以て組織するつもりであります。会長を通商産業大臣がやられるというつもりでございませう。

○委員(小畑哲夫君) そうしますと、民間とそれから官庁側の比率は大体五と四、民間が四で官庁が五という割合になるわけですか。

○政府委員(岡部邦生君) 大体そういうつもりでおります。それから申し落しました。保險会社の方も一名入ることになつております。

○委員(小畑哲夫君) では附則のところを最後まで御審議願ひます。

附則第一項の施行期日はどういふ御希望でございませうか。

○政府委員(岡部邦生君) これは今度の貿易會計法によります手形の形式がどうなりませうか、そういうものの運用によりまして、この法律の効果が變りますので、それとの関連を相談して見たいと存じております。が、少くとも二十四年度中には公布実施いたしたいといふふうに考えております。

○委員(小畑哲夫君) それでは本案全部に亘つて御質疑がございましたら、続行をお願いいたします。

○委員(小畑哲夫君) それでは本案全部に亘つて御質疑がございましたら、続行をお願いいたします。

○委員(小畑哲夫君) それでは本案全部に亘つて御質疑がございましたら、続行をお願いいたします。

○委員(小畑哲夫君) 向ちよつとお話しした特別會計法が今大蔵委員にかかつておりますので、その方の關係課長がちよつとその資料を取りに行つておりますので……。

○政府委員(佐藤一郎君) おります。

○委員(小畑哲夫君) それでは、その方から一応これの裏付けになる特別會計の法案についての御説明をお願いいたします。が、如何でございませうか、御異議ございませうか。

○委員(小畑哲夫君) それでは一つお願いいたします。

○政府委員(佐藤一郎君) 主計局の法規課長でございませう。只今実體法の御審議がございまして、殆んど御説明の必要がないかと思ひますが、これに即応いたします。この特別會計は、実は特別會計の中で最も簡単なものでございませう。従ひまして、只今大蔵委員会において御審議を願つておりますところのこの法案は、普通の一般の特別會計が必ず規定として持つておる極く根幹的な部分だけを載せてございませう。で、極く簡単にその内容を御説明申し上げます。この第一條に、設置の趣旨を鮮明にいたしております。もとよりこれは一般會計より区分して整理することが適當な、いわば特別會計設置の目的でございませう。それから、第二條におきまして、本特別會計というものが、通産大臣の所管であつて、その管理に屬するということを明らかにいたしております。

それから第三條におきまして、本特別會計の差當つての資本金というものを一般會計からの繰入金で以て充てるというところになつております。それからその次に、本特別會計の歳入歳出というものが、どういふものからなつておるかというところをここに明らかにいたしております。即ち歳入におきましては、一般會計からの只今の資本金に當てますところの繰入金、それから保險料並びに運用利息、その他の保險雜収入といふものを歳入といたします。それから歳出といたしましては、保險金の支拂、並びに事務の取扱費その他借入金に対する利子、証券発行の経費、その他の諸費といふようなものが載せてございませう。

それから第五條には、これはすべての特別會計にございませう規定でございませうが、歳入歳出予定計算書、特に一般に特別會計におきましては予算といふ言葉を使ひません。で、予定計算書といふ言葉をどこでも使つております。が、その作製並びに提出の手続といふものを講つてあるものでございませう。それから第六條は、これも各種の會計を通じての原則であります。これを款と項に区分することになつております。以下それについての手續が規定してございませう。

尚第八條におきまして「この會計において、毎會計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。」それで実は本會計の運用の結果といたしまして、どの程度の利益又は損失が生ずるかといふことは、勿論只今から予測いたすことが困難でございませう。従ひまして差當りましてはこれを翌年度に繰返して整理いたすことといたしまして、最後の總決算をいたします場合に、万が一更に一般會計から繰入れるというやうな必要が起りました場合には、特別の法律を作りまして單行法によつて予算措置と併せて、改めて繰入の措置をする、万一剰余金が生じたときには一般

会計へそれを繰入れる措置をするという事になつております。

それから第九條には毎年剰余金が生じましたものを翌年度の歳入に繰入れて参る。以下決算の手續の規定がございます。

尙十二條におきまして、本会計において支拂上現金に余裕があるときは預金部に預け入れる、それから現金に不足をいたしましたときは一時借入金乃至は融通証券を発行することができるといふことになつております。尙この会計の借入金の限度というものは、予算によりまして予め発行限度を議決されることになつております。但し本年度の補正予算におきましては、差当つて借入金を生ずる見込がないという建前の下に、限度を予算の上に載せてございませぬ。

それから第十三條で本会計のために発行いたしました融通証券、それから一時借入金、こういうような起債並びに償還の事務は他の特別会計も同様大蔵大臣がこれを取扱つておりまして、いわゆる国債整理基金特別会計といふものに繰入れて、これを処理いたしておりますので、その一般の規定が載つております。

尙第十五條、これも各特別会計に共通の規定でございますが、万一支出未済のものがございしたら翌年度に繰越すことができる。尙本條の二項にございしますように、一般会計の場合には繰越につきまして、大蔵大臣の許可が要るのでございますが、本特別会計においては特にその大蔵大臣の許可を必要としないといふことを、念のためにこの十五條の二項に謳つてございします。

大体以上が本特別会計の内容でございまして、他の特別会計で必ず規定せられておると同様の規定になつております。

○委員長(小畑哲夫君) 御質疑がございましたら……

○玉置吉之丞 只今御説明の中の資本金と申しますか、その額はどのくらい予定されておるのですか。

○政府委員(岡部邦生君) これは補正予算にすでに載つて御審議を今頂いておるわけでありまして、五億円を予定いたしております。

○委員長(小畑哲夫君) 危険の予想といふようなものは、どういふ予想だか分りませぬけれども、どういふようなお考えでございませうか。

○政府委員(岡部邦生君) これは非常にむずかしいものでございまして、我が国ではまだ荷為替手形及び為替手形の危険率を算定しておりません、ですが最高限三%を超えることは絶対ないだらうといふふうに思つております。ほんの勘でございまして、実際どうなりませぬか。

○委員長(小畑哲夫君) お諮りいたします。輸出信用保険法案についての質疑、尙ございしますか。もしも知れませぬけれども、本日はこの程度にして他の議案に移りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないと思ひます。

なりまして、すでに衆議院はこれが通過しておる模様であります。当委員会にはこの法案原案から申しますと、直接関係がないことになつておりますけれども、当局側の御意向もありますので、この際ちよつと御意見を拜聴したいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないと思ひます。

○政府委員(岡部邦生君) 国際観光ホテル整備法案が議院提出で御審議になつておるわけでございますが、通産省といたしましては現在官営のホテル事業を営んでおるわけでありまして、今後の日本の観光客の誘致という問題は、大事には違ひございせんが、今の日本の交通状態なり、又東亜地域におきまして観光客の誘致の状況から考えまして、差当つて行われる観光事業の収入というものは、専ら大都市を中心に行われるだらうといふふうに考へております。従ひましてやはり通産省自体がやつておりますエキスポ・パザール、ホテルとか……その他の土産品販売といふようなものと同時に、貿易業の見地からいたしますバイヤーとの接触といふものとの関係、それらがうまく相関的に行つて、初めて貿易外収入全体が増加するのじやないか、具体的に申上げますと、大体外貨建の外人消費に上ります収入が年間二千五百万ドルくらいでございまして、純粹の観光旅行による収入といふものは三十万ドルくらいであります。後は大体ホテル、日用品、食糧品販売、土産品販売、エキスポ・パザール、そういうものに

よつて収入を殖しておるわけでございます。ホテルの所管につきましては国会でどこにやらすかといふことをお決めになれば、勿論その線に従つて参るつもりであるわけでございます。それで今度の観光ホテル整備法案におきまして、大体内容は、登録ホテル業といふものを設けまして、観光ホテル事業をやめる者は主務大臣の登録を受けたらよろしい、登録に基きまして今後のいろいろの事業、その他の事務許可をやつて、その半面に税金等の軽減等の問題が織り込まれておるわけでありまして、けれども、我々としてもホテル事業には関係があると思つておりましたが、七條に「この法律の適正な運用を図るため、運輸省にホテル審議会を置く」といふことになつておりました。二十條に「審議会の委員は、左に掲げる者につき、主務大臣が任命する。」とございまして、役人関係からは運輸省、厚生省、及び建設省の関係官吏各一人となつておりました。通産省が入つておるが、国会の決めたこととございまして、これじや困るといふ考へ方を持つております。

○宿谷榮一君 今の観光ホテルは政府直営ですか、指定ですか。

○政府委員(岡部邦生君) 政府直営でございます。

○宿谷榮一君 直営のもの、私はこの法案は見えていませぬが……

○政府委員(岡部邦生君) この観光ホテル整備法では直営ではございませぬ、これは指定でございます。

○宿谷榮一君 指定するわけですね。

○政府委員(岡部邦生君) ホテル業者が主務大臣に届出をいたしまして、登録を受けまして、それによつてその後

の建設、ホテルについては許可が要りますが、その代りに税金の免除その他の問題が入つておるわけでありまして、我々の方でも官営ホテルをいつまでもやつておるわけではございませぬで、これを指定に切り換へたいと思つておるわけですね。同時に又観光事業全体をどういふふうにかへるかという問題といたしまして、我々の方は国の貿易の一環としてやる方が非常にやりよいと考えております。

○委員長(小畑哲夫君) 尙、官房長の方から一つ補足的な説明を願ひます。

○政府委員(永山時雄君) ちよつと補足して説明申し上げたような要旨でございますが、單にこのホテルの問題ばかりでなく、行政機構全般の問題に當りまして、御承知のような内閣に行政制度審議会といふものが設置されておりました、それでそこでもホテルの問題も併せて取り上げて検討中でございます。それからまだファイナルな、最終の決定は見えておりませんが、現在ではこのホテルの問題が特に内容的には、現在通産省で直営をいたしておりますバイヤーのホテルが殆んどその主体をなすという関係から、而も今後の日本の国際收支の向上を図つて参りますためには通商と、それから貿易外収入とを一元的にこれをできるだけ殖して行くといふ努力をしなければならぬ。それにはエキスポ・パザール、マインドを何と言ひますか、端的にもつたところの、貿易外收支の問題も取扱はせることが妥當じやあるまいかといふような御意見もあり、通産省にこの主管を預けるべきだといふ御意見もあるのですが、それに対しては無論反対論もございま

して、結局行政制度審議会の意見として内閣にこれを置く。各省に跨がる問題でもありますが、内閣にこれを置くことが適当じやあるまいかというのが目下多数の意見になつておるようでございます。無論これは先程振興局長からも申上げましたように、そういうことで御審議を頂きまして、国会で御決定を頂く問題ではございすが、私共の希望と言いますか、意見としては、この法律による審議会を運輸省に設置するということは、やはり公正に言ひまして内閣に置くということが妥当ではあるまいかというように考へております。それから又従ひまして審議会の委員は、この原案では運輸省、厚生省、建設省、関係省がこの三つに限局されておりますが、実は先程申上げたような通産省直営のバイヤーホテルが主体をなすという意味におきまして、通産省が加入することが当然ではあるまいかというように考へられるわけでありまして。それに従ひまして附則の関係も若干修正を要するといふような三三三の特に出正方を御審議願ひたい問題がございまして、先程振興局長からお話申上げたのでございまして。何卒一つよろしく願ひたいと思ひます。

○岡府委員(阿部邦生君) 今の目的にちよつと違ふかも知れませんが、今我々のやつております国営ホテルには全部土産品販売店を設けて、それで商品の紹介その他をやつております。それから大体そういう場所にはエキスポ・パザールもございまして、それから各貿易官がおり、支所、本所がございまして。そういうものが連絡をしてそういう便宜を図つております。

○玉置吉之丞君 只今この観光の何や、又通産省の振興局長のお話も御尤もだと思ひますが、我々の方へこれが廻つて来たとき一つ考へたいと思ひますが、いつ廻つて来るという御予定ですか。

○委員(小畑哲夫君) これは運輸委員会にかかつておりますので……ちよつと速記を止めて。

○委員(小畑哲夫君) 速記を始め

国際観光ホテル整備法案につきましては、当委員会を代表しまして、委員長並びに興業の委員の方々と件しまして、運輸委員会に修正方の申入れをしたいと思います。御異議ございせんか。

○委員(小畑哲夫君) 御異議ないと思ひます。

午後三時四十六分散会
出席者は左の通り
委員 小畑 哲夫君

理事 廣瀬兵衛君
委員 玉置吉之丞君
平岡 市三君
中川 以良君
小杉 繁安君
阿竹齊次郎君
宇都宮 登君
宿谷 榮一君
駒井 藤平君
稲垣平太郎君
岡部 邦生君
永山 時雄君
佐藤 一郎君
大蔵事務官
主計局法規課長

十一月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、寒冷地に衣料等特配の請願(第五百二十七号)
一、配電事業公営に関する請願(第五百二十八号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第二通)(第五百六十一号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第五百六十四号)
一、広畑製鉄所早期再開促進に関する請願(第六百六十号)
一、自動車の輸出促進に関する請願(第六百六十一号)
一、中小企業金融難打開に関する陳情(第九十一号)

請願者 山形市旅籠町二八五 山形県婦人連盟内 三浦コト
紹介議員 尾形六郎兵衛君
東北、北海道のような寒冷地に対する衣類の配給が中国、四国、九州等比較的温暖地と同一であるのは悪平等である。東北、北海道においては、多期他地方より多くの衣類縫具を使用しており、また手ぬぐい、長ぐつ等も必需品であるが品不足で困つてゐるから、寒冷地衣料、手ぬぐい、長ぐつ等の特配されたいとの請願。

第五百二十八号
昭和二十四年十一月十一日受理
配電事業公営に関する請願
請願者 宮崎県議會議長 甲斐善平
紹介議員 竹下豊次君 水久保甚作君
配電事業は、戦時中強行された独自の統制形態の下において、営利本位の経営が行われ、しかも正常な運営は過激な思想を根拠とする労働団体によつてまたげられてゐる状態であつて、経営機構の再編成は、当然断行するべき機運に立至つてゐるから、配電事業をして本来の公共的使命を達成せしめ、需用家の福祉を増進するために、事業の公営を断行せられたいとの請願。

第五百六十一号
昭和二十四年十一月十一日受理
電気事業の再編成に関する請願(二通)
請願者 愛知県半田市字名切八ノ二 愛知県経営者協

会半田支部内 伊東郁二外一名
紹介議員 栗山良夫君
産業再建の動脈である電気事業再編成に、各種分断案、とくに今次の再編成七分断案が実施されるならば、当地方の政治、経済、産業の発展をさまたげ、かつ大衆の生活をも圧迫することとなるから、電力が豊富になり経済が安定するまでは現状を維持せられたいとの請願。

第六百十四号
昭和二十四年十一月十二日受理
電気事業の再編成に関する請願
請願者 高知市高知県庁内 高知商工会議所会頭 入交太蔵外三名
紹介議員 寺尾豊君
電気事業の再編成に際しては、日本全土を数ブロックに分割し、それぞれの地区に発電、送電および配電事業を一貫して経営する独立採算制の会社設立案が最も有力であるが、もしこの案が実施されて四国地方が分断されると、四国地方全体の産業の発展、民生の安定その他国土再建の諸施策に及ぼす影響は大きいから、電気事業の再編成に際しては、料金の地域差、電源開発等に対し適当な処置が整えられるまでは現在の機構を維持され、万一四国分断がやむを得ない場合には、四国地方の地理的、気象的條件を考慮されて、電気料金、電源開発等に適切な処置を採られたいとの請願。

第六百六十号
昭和二十四年十一月十二日受理
広畑製鉄所早期再開促進に関する請

請願者 東京都千代田区九ノ内

二ノ二 日本製鉄労働組合連合会内 緒方孝男

紹介議員 小畑哲夫君

わが国鉄鋼界の現状は、補給金の撤廃と国際情勢に左右されて未曾有の危機に直面しているが、経済および産業の健全なる復興のためには、企業の合理化と鉄鋼の全面的増産によつて、鉄鋼輸出を振興することが刻下の急務であるから、本年一月、鉄鋼局長より再開準備指令を受け、着々準備を完成している広畑製鉄所の早期再開をはかられたとの請願。

第六百六十一号

昭和二十四年十一月十二日受理
自動車輸出促進に関する請願

請願者 東京都港区西芝浦四ノ

一三 全日本自動車産業労働組合内 中村秀彌

紹介議員 細川嘉六君 中野重治君

わが国の自動車工業は、終戦後目覚ましい復興振りを示し、本年度においては年産五万台を生産するまでに至つたが、購買力の低下に伴つて生産過剰の現象をきたしているから、日本経済再建のため南米、印度、シヤム等をはじめアジア各地とくに中国に対する自動車の輸出を積極的に促進するよう緊急適切な処置を採られたいとの請願。

第九十一号

昭和二十四年十一月十二日受理
中小企業者の金融難打開に関する陳情

陳情者 愛知県一宮市議會議長 中西竹太

中小企業者の金融難打開のため、政府は大蔵省予金部資金、復興援助資金の運用を考慮していると聞くが、従来の復金融資にみられたような大都市偏重あるいは大企業優先の融資方法では、地方中小都市の中小企業は何等の恩恵にも浴せなから、主務官庁においては中小都市の健全なる中小企業に確実に融資されるように、金融機関を指導せられたとの陳情。

十一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、輸出信用保険法案

輸出信用保険法案

輸出信用保険法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、輸出貿易について、通常の保険によつて救済することができない危険による損失をてん補する制度を確立し、他の方法では保険され得ない事変、戦乱等に基づく危険に対し保護を加え、もつて輸出貿易の確立と振興を図ることを目的とする。

(保険会社との契約)

第二條 政府は、保険会社(外国保険会社であつて、外国保険会社に關する法令の規定に従い本邦内に事務所を有するもの及び輸出貨物に係る保険業務につき連合国最高司令官の許可を受けているものを含む。以下同じ。)を相手方として、当該保険会社が、輸出業者が受けた損失について損失額に百分の八十を限度として政令で定める割合(以下「てん補率」という。)を

乗じた金額を支拂うことにより生じた損失をてん補することと内容とする契約(以下「包括保険契約」という。)を締結することができ

る。

2 この法律の規定による包括保険契約の保険料は、政府が保険会社に対して支拂う保険金及びこの法律の施行に伴ひ必要となる事務取扱費を償うに足るものでなければならぬ。

3 前項の保険料は、輸出信用保険審議会に諮問し、政令で定める。

4 前項の規定により定められた保険料は、輸出信用保険審議会の勧告に基き改訂されることがあるものとする。

5 包括保険契約は、会計年度ごとに締結するものとし、毎会計年度の初日に更新するものとする。

6 通商産業大臣は、輸出信用保険審議会の勧告に基き、輸出業者又は輸出契約ごとに、保険金額の限度を定めることができる。

7 この法律の規定による包括保険契約によつて必要となる保険金の総額は、国会の議決を経た金額をこえない範囲内のものでなければならぬ。

第三條 前條の保険会社は、政府の要請に基き、輸出業者と、一定の保険事故により生じた損失をてん補する保険契約を締結することができる。

(保険される手形の種類)

第四條 保険される手形は、輸出のために振り出した荷為替手形及び為替手形に限定される。

第五條 左に掲げる手形は、この法

律の規定による保険制度の適用を受けることができない。

一 満期が振出の日から百五十一日以上又は一覽後百二十一日以上のもの

二 手形金額が輸出貨物の契約金額をこえるもの

(保険事故)

第六條 この法律の規定は、左の各号の一に該当する事由によつて生じた損失をてん補する保険契約についての適用されるものとする。

一 輸出貨物の代金の支拂について、仕向国において実施される外貨の取得を制限又は禁止する為替取引の制限

二 貨物を輸出した後仕向国において実施される輸入の制限又は禁止

三 貨物を輸出した後仕向国における航海の中断又は変更に基づく諸掛、運賃又は保険料の増加

四 仕向国における戦争、革命又は内乱

五 前各号に掲げるものの外、国外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰することができないもの

六 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律等 号)の規定に基き輸出の制限又は禁止

第七條 左の各号の一に該当する事由によつて生じた損失は、この法律の規定によるてん補を受けることができない。

一 当該保険会社又は当該輸出行者の不正行為

二 当該保険会社若しくは当該輸

出業者が契約の條項に違反し、又は損失を生ずるおそれがある場合において、当該契約に基き権利を保全するために必要な行為を遅滞なくしなかつたこと。

三 通常の保険契約によつて損失のてん補を受けるもの

四 国内における事故前條第六号に掲げるものを除く。又は天災地変

(不服の申立)

第八條 保険会社及び輸出業者は、その受けた損失に係る処分について通商産業大臣に対し、不服の申立をすることができる。この法律のいかなる規定も保険会社又は輸出業者が裁判所に訴をすることを禁止するものと解釈されてはならない。

2 通商産業大臣は、前項の申立を受けたときは、省令で定める手続に従ひ、公開による聴聞を行い、当該申立を受けた日から五十日以内に決定し、申立人に対しその旨を通知しなければならない。

(保険会社及び輸出業者の措置)

第九條 保険会社及び輸出業者は左に掲げる措置をとらなければならない。

一 損失の発生を防止し、又は損失を最小限にとどめるために、適正且つ十分な注意を拂ひ、通商産業大臣が定めるものを含むあらゆる実行可能な手段を講ずること。

二 損失の事由となるべき事実の発生を知つたときは、その時から三十日以内に通商産業大臣又は保険会社に対し、書面をもつ

てその旨を通知すること。

三 第六條に規定する事由によつて損失が生じたときは、その時から三十日以内に損失に対するてん補の請求をすること。

(保険の引受の制限)

第十條 通商産業大臣は、取引上の危険が大であると認めるときは、将来にわたつて、輸出契約ごとに保険金額の限度を定めることができる。

(包括保険契約の解除等)

第十一條 政府は、包括保険契約を締結した保険会社がこの法律の規定又は包括保険契約の條項に違反したときは、その損失額の全部若しくは一部をてん補せず、てん補金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて包括保険契約を解除することができる。

(輸出信用保険審議会)

第十二條 通商産業省に、輸出信用保険審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 通商産業大臣(第一号について)は通商産業大臣及び大蔵大臣は、左に掲げる行為をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

一 保険料及びてん補率に関する政令案の立案

二 第十條の規定による限度の設定

三 第十一條の規定による措置
3 審議会は、この法律の運用に關し、通商産業大臣又は大蔵大臣に對し、隨時意見を述べることができ。

第十三條 審議会は、通商産業大臣

及び委員九人以内で組織する。

2 通商産業大臣は、会長として会務を総理する。

3 委員は、関係各庁の職員及び貿易又は金融に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第十四條 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、非常勤とする。

第十五條 審議会の庶務は、通商産業省通商振興局において処理する。

第十六條 前四條に定めるものの外、審議会の運営に關し必要な事項は、省令で定める。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日をこえない期間内において政令で定める。

2 本州、北海道、四国、九州及び省令で定めるこれらの附屬の島からこれら地域以外の地域への貨物の移動は、この法律の適用については、輸出とする。

3 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中「輸出協議会」輸出振興に關する重要事項を調査審議する事項を調査審議すること。」を

「輸出協議会」輸出振興輸出信用保険審議会」輸出信用

に關する重要事項を調査審議する保險に關する重要事項を調査審議

こと。
することとする。」に改める。

昭和二十四年十二月八日印刷

昭和二十四年十二月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所